

なぜ United States を合衆国と訳したのか

——「衆」はどこから来たのか——

高原正之

はじめに

本稿では、望厦条約（米清修好通商条約）締結の清朝側交渉担当者が、the United States of America の United States という部分を、なぜ「合衆国」と訳したか、その理由について一つの仮説を提示する。先行研究は United States の訳語として「合衆国」という言葉がいつ、誰によってどのような文書で初めて使われたかを探求し、これを United States の語義に即した訳と解するにせよ、United States の特質を表した訳とするにせよ、「合衆国」という言葉を所与として、ここに含まれている三つの文字の意味から、何を表そうとしていたかを探ろうとしてきた。谷口（2006）により、この言葉が清朝とアメリカの修好通商条約締結のための交渉の中で清朝側によって作られたものであることという指摘が行われ、「合衆国」の初出が明らかにされた。これを前提とすると、「合衆国」は、外交、内政上の配慮を踏まえた政治的な訳語だということになる。当時の政治的な文脈を踏まえて、なぜ「合衆国」という訳語を選んだのかを検討する。

1 訳語作成の経緯

United States を「合衆国」と訳するのがいささか不自然であることは、かなり古くから指摘されており、この訳語を巡って様々なテーマで議論が行われてきた。その経緯については、千葉（2004）に手際よくまとめられている。

問題の一つは、いつ、どのような文献で、誰がこの言葉を使ったのか、その起源であり、もう一つはこの言葉が the United States of America の政体のどの側面を示すとしているのかであった。後者については、民主的共和国の国であることを表すもの（斎藤（1977）など）、連邦国家であることを示すもの（千葉（2004）など）がある。

川島（1996）、千葉（2004）、谷口（2006）により明らかにされた「合衆国」の起源は次のとおりである。アヘン戦争に敗れた後、清朝はイギリスとの間で1842年8月22日（道光22年7月24日）に南京条約を結んだ。これにより貿易に関連したものとしては、五港の開港、関税自主権の否認、領事裁判権などが定められた。アメリカは少なくともこれと同等の条件で貿易ができるように条約を結ぼうとして、清朝に使者として Caleb Cushing（清朝側は「顧盛」と呼んでいる）を派遣した。彼は、大統領の国書を携えていた。Cushing は、1844年2月24日にマカオに到着し、駐広東アメリカ領事を通じ、護理両広総督広東巡撫程喬采に2月27日付の英文の書簡¹⁾を送った。内容は、Cushing が条約締結のため the United States of America の全権特使として来航し、大統領国書を北京に届けるところだが、航海の準備のためマカオに数週間停泊したい旨を伝えたものであった。このとき、Cushing は、翻訳者がいなかったため、漢文への翻訳を行わなかった。

程喬采は、この書簡を漢文に翻訳させ、その内容を1844年3月10日（道光24年正月22日）付の奏文により奏上した。この奏文の中で the United States of America は「亞墨理駕合衆国」と翻訳されていた。この奏文では、the United States を合衆国と訳した理由が、「該國係二十六處為一國。故有合衆国之名。」と説明されていた。この奏文は、『籌辦夷務始末』道光朝卷71・道光24年正月（1844年3月）に載せられている。これが、現在確認されている「亞墨理駕合衆国」、「合衆国」の初出である。

清朝は、欽差大臣耆英を派遣して交渉に当たらせ、その結果、1844年7月3日（道光24年5月18日）に望厦条約が調印された。この条約は英文と漢文が正文であり、その漢文の条約の前文では、「大亜美理駕合衆国」と、以降の条文では「合衆国」という言葉が用いられている。前文の「大亜美理駕合衆国」は英文の the United States of America に対応している。なお、

これは清朝を表す「中華大清国」と対で用いられている。先の程喬采の奏文にある「亜墨理駕合衆国」の「墨」が「美」に変更されているが、「合衆国」に変更はない。

その後後にアメリカ側は大統領の国書（英文）を清朝側に提出し、条約締結より遅れてアメリカ側が漢文に翻訳したものも提出した²⁾。漢文国書では「亜美理駕合衆国」が用いられている。耆英はこの国書の写しを道光24年6月に奏上しており、『籌辦夷務始末道光朝』巻72・道光24年9月18日（1844年10月29日）に記載されている。

以上から分かるように、the United States of America を示す言葉として「亜美理駕合衆国」という言葉を作り出したのは、清朝の官僚であった程喬采本人あるいはその周辺にいた人物であり、それを程喬采が正式に奏文で使い、耆英もその訳語を適当なものとして認めて条約文に用いることを決定したということになる。これが条約の交渉の過程で、おそらくはアメリカ側の希望により一字変更されて、「亜美理駕合衆国」という訳が、the United States of America と清朝が共有するものとして確定したのである。

問題は、清朝交渉当事者が、どのような意図をもって、United States に対応する言葉として「合衆国」を選んだかである。

2 谷口説の検討

谷口（2006）では「合衆国」の元の語はブリッジマンの『美理可合衆国志略』の1838年版、『美理可合省国志略』で用いられた、「合省国」であると理解されている。その上で、「合省国」という言葉が選ばれなかった理由を、「中国では、『省』が集まって国となすので、“合省国”という名称は贅言となり、中国人にとって意味をなさないものだからである。」としている。次に、「衆」という文字が使われた理由は挙げられておらず、その選択自体は特に問題とはしていない。そして、「衆」には、「多」という意味と「衆人・群衆」という意味があるとして、この二つの意味に対応して「衆」を用いた理由として二つの可能性を挙げている。

第一の可能性は、「多くの“處（場所）”が合した国（この場合、“合衆”の後ろの“處”つまり『state』が省略されたと見ざるをえない）」というものであり、第二は、「『多数の人』が合した国」というものである。そして、このような解釈を清朝側がした理由を State の政治体制を理解していなかったからだとしている。

ここで、アメリカとの交渉における清朝の立場、清朝交渉担当者の置かれた状況、それがどのように訳語選択を制約したかを考えた上で、谷口説を検討したい。

まず、翻訳の一般論として、二つの言語で対応する概念をずれがないように的確に表現することが重要である。一方の言語の単語が示す概念とそれに対応する他方の言語の単語の概念の間に大きな差があれば、誤解が生じてしまう。権利義務を定める条約などの場合、誤解は、場合によれば武力行使に至る紛争など望ましくない結果をもたらす。適切な単語の選択、あるいは場合によっては創造が必要になる。しかし、国名など固有名詞の場合、それは難しくない。the United States of America に対応する漢語をどのようなものにしても、それが the United States of America を指すことは自明であり、誤解が生じることはあり得ないからである。清朝の公式文書で使われていた唹喇嚕国や時に使われていた花旗国と訳しても問題はない。この点では、交渉の担当者はかなり自由に訳語を選べたと言えよう。

しかし、宣教師や民間人とは異なり、交渉担当者には政治的な制約がかかっていた。アメリカとの交渉の際の清朝はアヘン戦争でイギリスに完敗した後であり、アメリカと戦争して勝利を収める力はなくなっている。清朝朝廷ではこのことは十分理解され、当面は撫夷策が適切であるという判断が共有されていた。つまり、アメリカの条約締結の要求を全面的に拒否することはできないのである程度要求を受け入れ、条約を締結するのはやむを得ない。すでにイギリスと南京条約を結んだ前例もあるので、イギリス並みの扱いはやむを得ないと考えられていただろう。アメリカにイギリスと同じ待遇を与えるのは、「一視同仁」というイデオロギー的な正当化も可能である。しかし、伝統的に中国は自らを天朝と考え、他の国を格下とみていた。天朝としての立場、皇帝の威信は守らなければならない。南京条約でも、清の君主は「大

清大皇帝」、イギリスの君主は「大英国君主」として地位に差をつけた表現を用いていたのである。清朝としては、アメリカが清朝と対等であるような表現を含む条約は受け入れられない。形式、名分の上では清朝の優位を示しつつ、アメリカとは問題を起こさないように条約を結ばなければならない。

このような清朝の立場を踏まえると、交渉当事者は、アメリカに強硬に出て軍事的な攻撃を受け、戦争となることは絶対に避けねばならず、同時に清朝、皇帝の威信を傷つけるような形での妥結はできないという困難な状況に置かれていたと考えられる。さらに、交渉に失敗した場合は左遷では済まず、処罰を受ける恐れがあった。実際、アヘン戦争の終結を目指す交渉を担当した欽差大臣・両広総督代理琦善（1786-1854）は、朝廷の望むような内容で交渉をまとめることができず、罷免され、財産を没収されている（井上（1994））。耆英は、琦善の処分後に交渉に当たり南京条約をまとめ、署名しているのだから、このことを十分意識していたはずである。また、耆英は後に第二次アヘン戦争（アロー号戦争）後の交渉が不手際であったとして、自死を命ぜられているのである（大谷（2015））。交渉は命懸けであった。さらに、清朝朝廷には主戦派（対外強硬派）と和平派（妥協派）があったが、アヘン戦争の戦況が清朝に不利に傾いて以来その対立が表面化し、その対立はこの時期にも続いていた（井上（1994））。アヘン戦争中、道光帝は、主戦派と和平派の間を揺れ動き、主戦派の林則徐や和平派の琦善など戦争、交渉担当者の処分を繰り返していた。耆英は和平派であり、アメリカとの交渉において、主戦派から皇帝の威信を傷つけたと非難され、道光帝の怒りを買うのを警戒しなければならなかった。

したがって、交渉担当者には、United States の訳語を選択する場合の条件は二つあった。一つは、その言葉が、アメリカを刺激して交渉が不成立になるようなものではないことである。咪喇嚶国というような侮蔑的な表現はアメリカが受け入れるはずがない。二つ目は、その訳語が清朝の威信を傷つけるものではないことを清の朝廷、特に主戦派に納得させるものであることである。つまり、どこからも文句の出ない無難な訳語が必要であったのである。この条件に比べれば、共和政体であれ、連邦制であれ United States の的確、正確な訳語であることは、交渉担当者にとってそれ程重要ではなかつ

たとえられる。また、United States がどのようなものであるかは朝廷で正確に理解されておらず、不正確だという非難を受ける恐れはない。当時の清朝では英語の知識のあるものは限られていたことにも注意が必要である。さらに、この条約の前文に出てくる国名の表現には漢文、英文でずれがある。漢文では清朝を「中華大清国」としているが、英文は「中華」に対応するものがない³⁾。英文と漢文の厳密な対応が重視されなかったことは明らかである。なお、当時の中国には、論語に「述べて作らず」とあることから、できるだけ文献に依拠するという伝統があったので、朝廷を納得させるためには、その訳語に、朝廷、特に主戦派にも受け入れられている何らかの根拠となる文書があることが望ましい。典拠としてふさわしいのは、四書五経、正史など中華文明の先人、先哲の著作である。

以上を踏まえると、先の奏文での「合衆国」という訳語の説明にはいくつか注目すべき点がある。まず、「合衆国」という国号の妥当性を朝廷に説明する必要がある、あるいは朝廷から説明を求められる可能性があること程喬采が認識していたことである。条約の締結であれば、皇帝の裁可が必要である。交渉担当者に完全な裁量が認められ、交渉結果を朝廷が自動的に追認するという仕組みではない以上、朝廷を納得させられる説明が必要なのである。次に、ブリッジマンの『美理可合衆国志略』での「合省国」の一語、「省」を「衆」に代えたという説明はなされていない。あくまで「合衆国」という三文字からなる言葉の妥当性が主張されているのである。また、その妥当性を示すに当たり、直接の典拠は示されていない。国の成り立ちが説明されているだけである。次に、state を単に多数の state とせずに「二十六」と具体的な数字が挙げられていることである。26 という数字を意識していたことは明らかである。最後に、state に対して「省」という言葉でもなく、「州」、「府」といった当時の清朝の行政区画でもなく、『四洲志』や『海国図志』で state の訳語として用いられた「部」でもない漠然とした「處」が用いられている。

「合省国」と訳さなかった理由は、次のように考えられる。「合省国」という訳がアメリカ側から問題にされる恐れはない。元々、アメリカ人であり、アメリカ側の通訳であるブリッジマンが作ったものであるため、この言葉に

はアメリカを貶める要素は入っていない。「合省国」と訳さなかったのは、清朝の威信の問題である可能性が高い。具体的には、こう訳すと清朝よりもアメリカの方が大きな国と理解されてしまう恐れがあると交渉当事者が懸念したからであろう。当時の清朝の行政組織を見ると中国内地（東北部は含まない）に省が置かれていたが、その数は18である。後に、新疆省、台湾省が設けられて20になるが、それでも当時のアメリカのstateの数26よりは小さい。stateの数そのものを変える訳にはいかない。stateを「省」とし、United Stateを「合省国」と訳せば、アメリカの方が大国であると示唆することになり、清朝の威信を傷つけると批判される恐れがあり、危険なのである。また、ブリッジマンは、清朝から見れば、夷人であり、儒教と相いれないキリスト教徒でしかも宣教師であり、清朝の弱みに付け込んで無理な要求を出してきたアメリカの国民であり、アメリカ側の通訳を勤めている人間である。程喬采がそのブリッジマンの著書である『美理可合省国志略』に基づいて合衆国としたなどと、朝廷に説明できる訳がないと考えて不思議はない。なお、これは、事実として『美理可合省国志略』を参照しなかったということではない。参照していたとしても、それを明言することは避けただろうということである。谷口（2006）の贅言を避けたという説明も可能ではあるが、交渉当事者にとっては贅言という批判は致命的なものではない。

次に、「合衆国」と訳した理由の説明を検討したい。まず、「多くの“處（場所）”が合した国」という説明にはやや無理があるように思われる。この説明のとおり理解していたなら、先の奏文を踏まえれば、「合衆處國」と訳するのが自然だろう。この方が意味は明確であるし、別に3文字で訳さなければならぬという制限はないのである。「合衆」の後ろの「處」、つまり「state」を省略するのは谷口も認める通り不自然である。形容する語を残して形容される語を省略するのでは意味が通らない。同じく、『多数の人』が合した国」という説明にも無理がある。谷口が示している通り『合衆』には烏合の衆というマイナスの響きがある」のであれば、それを正式の国号とすることに、アメリカが反発する危険がある。先に述べたように、交渉当事者は国号の訳語を巡ってアメリカと問題を起こすことは避けなければならない。問題を起こせば、円滑な条約の締結という任務が果たせなくなる危険があり、そんな

れば朝廷で責任を問われることになる。

3 合衆国の起源

では、「合衆国」と訳した理由は何であろうか？文字を見れば、「合」、「衆」、「国」のうち、「国」は自然な言葉であり問題はなく、「合」もそれほど不自然ではないだろう。「衆」という文字を用いたのは何故だろうか？もし、「多い」ことを示そうとしたのであれば、中国語は「列」、「諸」などいくつかの言葉があるので、「衆」を使う必然性はない。千葉（2010）第3章に紹介されている通り、これ以前の the United States の訳では、兼撰列邦、列省合國、兼合列邦、兼走列邦など「列」を用いているものは数多いが、「衆」を用いた例はない。

「合衆国」を選んだのには別の理由があるだろう。史料としては先の奏文の説明しかないので、確定的なことは言えない。一つの可能性を示すにとどまることを予め断っておく。程喬采は、林則徐が翻訳・編集させた四洲志、あるいはそれを元に魏源が編集した『海国図志』（50巻本）の次の一節、アメリカの成り立ちを説明した部分からこの訳語を作り出した可能性がある。『四洲志』、それを引いた『海国図志』では、アメリカではヨーロッパ各国からの移民がそれぞれ地域ごとに自治を行っていることを紹介し、それに続いて、「故能連合衆志 自成一國」とされている。「このため多くの人々が連合しようとすることができ、自ら一国を作った。」と解することができる。ここには、「合」、「衆」、「国」という文字が含まれている。これに依拠して「合衆国」とすることにしたらとすれば、「合」、「衆」が用いられていることは当然である。「故」、「能」、「志」、「自」、「成」、「一」は意味合いからも国名に含める必要はない。また、先の奏状の「該國係二十六處為一國」の「為一國」は「自成一國」を踏まえている可能性もある。

この説をとる場合、程喬采あるいはその周辺にいた人物が『四洲志』、『海国図志』を読んでいたことが前提となる。『四洲志』、『海国図志』成立の経緯とそれにかかわった人物について検討したい。林則徐（1785-1850）は

海外事情を知るために、外国の書物を翻訳させ、編集して『四洲志』としてまとめ 1841 年に出版した⁴⁾。林則徐は、道光 21 年に鎮江で魏源 (1794-1857) に会い、これに他の資料を加えたものを魏源に与え、出版を依頼した。この依頼に答えて魏源が編集したものが『海国図志』であり、林則徐、魏源のラインで生み出されたものである。

『四洲志』は、現在刊行本が残っておらず、何冊印刷されたのか、誰に配られたのか、売られたのか、その詳細は不明であるが、後で述べる程喬采と林則徐の関係から、林則徐から贈られたりして程喬采が入手していた可能性は十分にある。

下河部 (2000) に引用された佐々木正哉の「『海国圖志』餘談」によると、『海国図誌』50 巻本は道光 22 年 12 月 (1843 年 1 月) に完成し、道光 24 年 (1844 年) 5 月に木活字版で江蘇省揚州において刊行されている。ただし、この刊行年月は 50 巻本の扉の裏に記されたものであり、実際の刊行年月と相違がある可能性がないわけではない。程喬采の上奏文は道光 24 年正月のものであるので、『海国図志』完成と木版刊行の間である。程喬采は刊行前に『海国図志』を入手し、読むことができただろう。

程喬采と林則徐、魏源がどのような関係にあったかを検討したい。二人は若いときから終生交流があった (大谷 (2015))。程喬采と林則徐は、ともに嘉慶十六年 (1811 年) 辛未の科挙で 20 代で進士となり、殿試でも第二甲として合格している⁵⁾。当時の慣習では、試験官と合格者は「座師」—「門生」いう関係を結び、合格者同士は「同年」と呼び合う習慣があった。(井上 (1994))。また、程喬采は 1783 年 (乾隆 48 年) に江西省に生まれ、林則徐は 2 年後の 1785 年 (乾隆 50 年) に江西省の東隣りの福建省で生まれている。年齢も出身地も近い。さらに、江南での勤務が多いのも共通している⁶⁾。二人がともに就いた役職も多い⁷⁾。林則徐から程喬采に送った手紙が少なくとも 5 通残されているが、その 1 通の結びは「弟則徐頓首」であり、二人の親しさが分かる⁸⁾。

魏源は、道光 2 年に挙人となり、9 年に捐納により内閣中書となっている。この時期には進士ではなかったが⁹⁾、経世官僚の幕友として江南地方に赴任した大官に、漕運、塩政、河工などについて献策を繰り返し、あるいは意見

を求められていた。政策への関与に積極的だったのである。また、両江総督の陶樹、両江総督代理を務めていた陳燮の幕友でもあり、陶樹死亡のときは墓誌銘を書くなど、江蘇省では名士であり、林則徐たち経世を志す大官たちとの交流があった。道光 17 年から亡くなるまで江蘇省揚州に居住していた。程喬采は、『海国図志』完成の前年の道光 21 年 11 月に江蘇巡撫代理（署江蘇巡撫）を命じられ、12 月に江蘇巡撫となり、道光 22 年 12 月に山東巡撫となるまで江蘇で任務に就いていた。

程喬采が『海国図志』編集について林則徐から情報の提供を受けていた可能性は高い。同じ江蘇にいたのであるから、完成後であれば刊行前であっても、程喬采が魏源から『海国図志』を入手できただろう。程喬采はアメリカとの交渉に当たることになったとき、アメリカについての情報を書物からも得ようとしただろう。その際に入手した可能性もある。それまでの魏源の行動から見れば、魏源が積極的に提供した可能性もある。

このように、程喬采が、上奏前に『四洲志』、『海国図志』のアメリカの部分に目を通していた可能性は十分にある。

さて、『四洲志』、『海国図志』のこの部分に依拠して「合衆国」としたのであれば、「合衆国」とは、多くの人々が連合しようと志して、軍事的な征服や他者、あるいは特定の強者の強制の結果ではなく、自発的に作った国という意味になる。あるいは、民主的に、平和的に作られた国ということも可能である。現実の歴史を正確に捉えているかは別として、アメリカの特徴を良く表していると評価できよう。また、ここにはアメリカを蔑む要素は含まれていない。

この訳語は清朝側交渉当事者にとって都合のいいものである。仮にアメリカ側に翻訳の理由を問われたときのように説明すれば、アメリカを貶めている訳ではないので、反発を受ける恐れはなく、交渉の障害にはならないと予測できる¹⁰⁾。実際アメリカは、「亜墨理駕合衆国」の「墨」を「美」に変えた「亜美理駕合衆国」を受け入れ、条約本文に用いている。なお、川島(1996)に指摘されているように、これ以後、日本などの漢字文化圏に対して自らこう名乗っているのである。朝廷との関係で言えば、この国号はアメリカの建国過程を反映しただけのもので、アメリカの清朝に対する優位や対等性を示

すものではなく、清朝の威信を傷つける要素はないと説明できる。さらに、交渉当事者が勝手に作ったのではなく、それなりの根拠のあるとも主張できる。『四洲志』は、外国の書物の翻訳に基づくものではあるが、清朝の進士であり大官である林則徐が編集したものであり、『海国図志』は林則徐が拳人であり、内閣中書である魏源に依頼して編集させたものであり、ここに根拠を持つことは、朝廷の理解を得やすいのである。

さらに、林則徐が主戦派の大物であり、影響力のある人物であることに注意が必要である。この時期、林則徐は、アヘン戦争の敗戦と交渉の不手際の責任を問われ、効力贖罪を命じられイリに赴任していたが、行政官としての能力の評価は高く、完全に失脚していた訳ではない。また、道光帝は清史稿において「寛仁之量」の天子と評されていて、大官で処分された後に許されて復活している例は多い。林則徐も後に復権し、道光 25 年に署陝甘総督、同 26 年に陝西巡撫、同 27 年 2 月に雲貴総督¹¹⁾と地方官の要職を歴任している。『四洲志』、『海国図志』から採ることは、林の業績に敬意を表したことになる。もし、最も警戒すべき主戦派から批判を浴びたとしても、反論、弁明が可能である。将来、朝廷で主戦派が主流になり、林則徐が復権しても、この訳語ゆえに罪に問われる恐れはない。この時点で罪に問われていた林則徐が主導した『四洲志』、『海国図志』から採ったと明言することは不適切であるが、いざという場合、『四洲志』、『海国図志』から採ったと説明できるようにしておくことは、交渉担当者にとって保険となるのである。

4 終わりに

本稿では、「合衆国」という訳語が選ばれた経緯を、清朝末期の政治的な文脈に照らして検討し、その選択に外交、内政上の考慮があったであろうことを示し、清朝側交渉担当者が『四洲志』、『海国図志』の一節から採ったという可能性を提示した。なぜ、United States を合衆国と訳したのかといえば、彼らが、どこからも批判を受けることのない、無難な、差しさわりのない訳語を必要とし、『四洲志』、『海国図志』の一節から「合衆国」という訳語を

作ればよいと考えたからであるということになる¹²⁾。残念ながら奏文の簡単な記述以外の記録は存在しないので、現時点で確実なことは言えない。元来、交渉当事者が、このような政治的な配慮の結果であることを公文書、私的な文書に記録することは必要がなかっただろうし、記録が存在していない可能性は高いが、新たな資料、特に手紙、日記などの私的な文書の発見により確認できる日が来るのを待つほかはない。

註

- 1) 清朝側は夷文と表現している。
- 2) 漢訳版はこれ以前に作られ交渉当事者に提出されていたはずであるが、それが具体的にいつであったかは不明である。
- 3) 「中華」が地理的な概念なのか、文化的な概念なのか明らかではないが、清朝の中華意識を満足させるものであったことは確かである。「大亜美理駕合衆国」には中華に相当する言葉が付されておらず、対になっていないが、清朝の側からすれば、目には見えない「夷狄」、「化外」という文字が書かれていたと考えることもできる。
- 4) この経緯については谷口（2008）に詳しい説明がある。
- 5) 試験成績は林則徐の方がよかった。これは後の昇進に影響していると思われる。
- 6) 程喬采が江南で付いた役職は、若いときから順に、江南道觀察御史（道光二年 - 四年）、広西道監察御史（道光四年）、広東按察使（道光九年 - 十一年）、浙江布政使（道光十一年 - 十五年；十七年 - 十八年）、江蘇布政使（道光十八年；道光二十年 - 二十一年）、広西布政使（道光二十年）、署理江蘇巡撫（道光二十年；二十一年）、護理兩江總督（道光二十一年）、江蘇巡撫（道光二十一年 - 二十二年）、広東巡撫（道光二十二年 - 二十五年）、署理江蘇巡撫（道光二十六年）、雲南巡撫（道光二十六年 - 二十九年）、署理雲貴總督（道光二十七年）、雲貴總督（道光二十九年 - 三十年）、署理雲南巡撫（道光三十年）湖広總督（道光三十年 - 咸豊二年）林則徐が就いたものは、江南道監察御史（嘉慶 24 年）、浙江杭嘉湖道（嘉慶 25 年）、署浙江塩運使（道光 2 年）、署江南淮海道（道光 2 年）、江

蘇按察使（道光3年）署兩淮塩政（道光6年）、江寧布政使（道光7年）、湖北布政使（道光10年）、河南布政使（道光10年）、江寧布政使（道光11年）、河東河道總督（道光11年）、江蘇巡撫（道光12年）、署兩江總督（道光15年）、湖広總督（道光17年）、欽差大臣（道光18年）、兩広總督（道光20年）、雲貴總督（道光27年）、欽差大臣（道光30年）である。

- 7) 二人がともにつた役職には、必ず林則徐が先に就いている。
- 8) 林則徐全集編輯委員会編林則徐全集第8冊『信札卷』に収録されている道光29年5月中旬以前とされている手紙。この間に5本の手紙が収録されている。
- 9) 後の1845年に殿試に合格し、進士となった。
- 10) 谷口（2006）で説明されているようにブリッジマンがこの訳語をこのような意味にとらずに、不適當であると考えていることを考えると、現実にはアメリカ側から質問は出なかったと推測できる。
- 11) 程喬采は道光26年12月から29年まで雲南巡撫を務めているので、二人は總督と巡撫として業務を分担していたことになる。29年7月に林則徐が病により免じられた後には、程喬采が雲貴總督となっている
- 12) 一度、United States を公文書で「合衆国」と訳し、それで特段の問題がなければ、その訳は、本来の意味を離れて定着する。前例は強いものなのである。

参考文献

- 井上裕正（1994）『林則徐』 中国歴史人物選第12巻 白帝社
- 大谷敏夫（2015）『魏源と林則徐 清末開明官僚の行政と思想』世界史リブレット人070 山川出版社
- 川島真（1996）『「合衆国」再考——中国文献に依拠して——』比較史・比較歴史教育研究会編『黒船と日清戦争 歴史認識をめぐる対話』第I部4
- 齋藤毅（1971）「合衆国はなぜ合州国と書かないのか」『参考書誌研究』2
- 齋藤毅（1977）「合衆国と合州国」『明治の言葉—東から西への架け橋』第3章 講談社

- 下河部行輝（2000）「『四洲志』と魏源増補による『海国圖志』（1）——書誌的な比較による『四洲志』本文の検討」『岡山大学大学院文化科学研究科紀要』第10号
- 谷口知子（2006）「『美理可合衆国志略』の1844年香港版は誰の手によるものか：“美”と“合衆国”を手がかりに」『関西大学中国文学会紀要』27：A193-A211
- 谷口知子（2008）「『海国図志・四洲志』に見られる新概念の翻訳—原書との対照を通して」『或問 WAKUMON』81 pp.81-97
- 宮澤敏雄（2003）「『US 漢号』覚書——『合衆国』考——」『北大文学研究科紀要』109 pp.101-157
- 千葉謙悟（2004）「the United States と『合衆国』——中西言語文化接触の視点から——」『早稲田大学大学院文学研究科紀要』第49輯第2分冊 pp.217-227
- 千葉謙悟（2008）「中国語における「聯邦」 沈国威 編著関西大学東西学術研究所国際共同研究シリーズ 6『漢字文化圏諸言語の近代語彙の形成——創出と共有——』
- 千葉謙悟（2010）『中国語における東西文化交流 近代言語の創造と伝播』三省堂
- 千葉謙悟（2014）「近代学術と漢字翻訳語 ——日本と中国における『合衆国』の展開」藤巻和宏・井田太郎編『近代学問の起源と編成』勉誠出版